あなたの住所は!!
!!住民の実態を調査
‖九月一日現在で‖

住民登録法ができてことしは十二年になりました。転任や、分家結婚などで住所を移つしたとき、世帯主が死亡したときや、世帯主を変えたときには、事件発生の日から十四日以内に市役所、または町村役場の窓口へ（転入、転居、変更）の届け出が必要です。また長期間海外へ渡航する方や、移住される方は、一カ月前に国外移住届をしなければなりません。

住民登録制度の重要性は、法の施行当時と違い、しだいに認識されてまいりました。しかし、まだ確実に届け出が行なわれないため!!南国市に生活していながら住民票に記載のない方、すでに南国市から転出されているのに住民票に記載のある方!!などがしばしば見受けられます。

そこで住民票の記載と、現在市内に住所を有する住民と全一致させるために、九月一日から五日まで市内の全世帯を漏れなく調査員が訪問し、調査しますからご協力下さい。

また、この調査により選挙人名簿がつくられます。住民となった日と、住所を定めた日は正確に申し出て下さい。

適正な課税のために

税負担の原則は、公平な負担すなわち納得できる納税です。

市はもとより国の税制調査会でも、適正な税負担がされるよう絶えず研究しています。

今年も市町村民税、固定資産税電気ガス税、タバコ消費税が改正されました。

中でも市町村民税は、税額控除が所得控除になるなど相当思いきった改正で非難の多かった市町村間の不均衡が一応解消されました。

しかし、それで万事が解決したわけではありません。

「税」は、私たちの力ではどうにもならない制度上の問題や、納税者の協力がなければならないことがたくさんあります。

最近特に給与所得者とその他の所得者との税負担の調整が論議されています。これは給与所得者の所得が完全に把握されているため他の業種にくらべて高い税を負担していることです。

この問題の解決には、私たちもできる限りの努力をしていきたいと考えています。

しかし、ここで考えなければならないことは、この問題と表裏の関係にある他業種の所得を適正に把握し、負担の均衡を図ることで、昨年よりは今年、今年よりは来年と、よりよい課税ができるよう全力をつくしていますが、限られた人員と神ならぬ身のなかなか理想どおりになりません。

次に、課税にあたっては係が慎重に慎重をきしていますが、絶対に間違いがないとはいえません。

このような場合の保護措置として、納税通知書を受け取ってから三〇日以内に異議の申し立てができます。また、所得がないとか、大きな災害をうけたとか、特殊な事情がある場合には、減免の道があります。このようなときは、すぐに届出をすることです。

届内がないと、一応その課税は承知されたものと取扱われます。

いざ、滞納税金の整理になって税金をなにとかしてくれとの申出を受けますが、これでは処理に困ります。正当な理由があれば、期日内に必ず届出をされ、納得のいく納税をしてください。

最近の税は、自主申告による納税制度が採用されており、適正な申告がなされるなら不均衡も異議の申立も一挙に解消し、笑顔の納税ができるでしょう。

みなさんも、市行政の原動力が市税にあることを理解して、ご協力をお願いします。

（税務課）

二万度Cの青白い炎

太陽の表面の温度は六千度である。最近で二万度の炎が作られて利用されている。二万度ともなると地球上のあらゆる物質が気体になってしまう。厚さ二糎位の鉄板なら一分間に三メートルの速さで切断できる。コンクリートや石材も簡単に切ったり孔を明けたりすることができる。この青白い炎はプラズマジェットと呼ばれている。炎の噴出する速度は音速の十～二十倍にも達する。これは高度で噴出する気体に映画の電源などに使うアークをとばして得られている。

（義登（ロケット））

よみましょ・みましょう

9月1日現在　調査期間〔9月1日〜9月5日〕

住民の住所と選挙資格の調査

市内一せいに